

株主各位

証券コード 2436
 2020年3月10日
 東京都中央区銀座七丁目2番22号
共同ピーアール株式会社
 取締役社長 谷 鉄也

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年3月26日（木曜日）午後1時30分（開場 午後1時）				
2 場 所	東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー 内 ベルサール東京日本橋 4階 Room D、E コンファレンスセンター （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） （昨年と開催場所の階・会場が異なっております。ご来場の際は、お間違いがないようご注意ください。）				
3 目的事項	<table border="0"> <tr> <td>報告事項</td> <td> 1. 第56期（2019年1月1日から2019年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第56期（2019年1月1日から2019年12月31日まで） 計算書類報告の件 </td> </tr> <tr> <td>決議事項</td> <td> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 </td> </tr> </table>	報告事項	1. 第56期（2019年1月1日から2019年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第56期（2019年1月1日から2019年12月31日まで） 計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
報告事項	1. 第56期（2019年1月1日から2019年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第56期（2019年1月1日から2019年12月31日まで） 計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件				

以 上

新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.kyodo-pr.co.jp/>)

提供書面

事業報告 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

1 企業集団の現況**(1) 当事業年度の事業の状況****① 事業の経過及び成果**

当連結会計年度における日本経済は、政府の継続的な経済政策により、企業収益を背景に設備投資の増加基調が続いているものの、一方で不安定な国際情勢の影響や消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による景気の減速など、先行き不透明な状況が続きました。

P R業界につきましては、昨年同様に、従来の広報活動の支援・代行や危機管理広報のコンサルティングに対する需要は依然として堅調であることに加えて、マーケティングコミュニケーション活動にP R手法を取り入れる施策やデジタル分野を活用したP R手法も広がりを見せており、市場全体が拡大しております。

このような環境の下、当社は、引き続き新規リテイナー契約及び既存顧客からのオプション&スポット案件の獲得に注力いたしました。

その結果、リテイナー契約に関しては、年間平均契約件数が前期比増となり、売上高は前期比66百万円増加しました。オプション&スポット案件においては、前年同期と比べ受注に至るクライアント数が増加し、ヘルスケア関連企業のP Rイベント案件やキャラクターコンテンツに関する業務等を受注した結果、売上高は前期比256百万円増加しました。ペイドパブリシティに関しては、売上高は116百万円増加しました。

利益面につきましては、当社及び子会社である株式会社マンハッタンピープルの売上高の増加に伴いまして、営業利益は前年同期と比べ57百万円増加いたしました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は5,757百万円（前連結会計年度比8.3%増）、営業利益501百万円（同12.9%増）、経常利益501百万円（同12.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益371百万円（同1.5%増）となりました。

サービス区分別の状況は以下のとおりであります。

(リテイナー)

リテイナー契約数の伸張に取り組み、年間平均契約件数が前連結会計年度比増となったことから、リテイナーの売上高は、前連結会計年度比66百万円（2.9%）増加の2,337百万円となりました。

(オプション&スポット)

前連結会計年度比12.2%増加したことにより、オプション&スポットの売上高は、前連結会計年度比256百万円増加の2,371百万円となりました。

(ペイドパブリシティ)

ペイドパブリシティにおける売上高は、前連結会計年度比116百万円（12.5%）増加の1,049百万円となりました。

連結区分別状況表

サービス区分	売上高	前期比
リテイナー	2,337百万円	102.9%
オプションナル&スポット	2,371	112.2
ペイドパブリシティ	1,049	112.5

単体区分別状況表

サービス区分	売上高	前期比
リテイナー	2,187百万円	103.8%
オプションナル&スポット	1,678	103.2
ペイドパブリシティ	1,049	112.5

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中におきましては、リース資産等について連結総額24百万円の新規設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は2019年3月28日付で、TATEITO株式会社のマーケティングに特化したオンライン学習サービスのマナビト事業を譲受けました。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(百万円未満切捨て)

区分		第53期 (2016年12月期)	第54期 (2017年12月期)	第55期 (2018年12月期)	第56期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売上高	(百万円)	4,099	4,379	5,317	5,757
経常利益	(百万円)	180	258	444	501
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	163	221	366	371
1株当たり当期純利益	(円)	44.29	59.91	93.21	93.20
総資産	(百万円)	1,784	2,113	2,623	2,814
純資産	(百万円)	781	1,008	1,528	1,901
1株当たり純資産額	(円)	211.65	271.90	381.62	473.85

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度から適用しており、第55期に係る総資産については、遡及処理後の数値を記載しております。
2. 当社は、第55期よりご参考として連結計算書類を作成しておりますので、第54期以前については金融商品取引法上の連結財務諸表の数値を記載しております。
3. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第53期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(百万円未満切捨て)

区分		第53期 (2016年12月期)	第54期 (2017年12月期)	第55期 (2018年12月期)	第56期 (当事業年度) (2019年12月期)
売上高	(百万円)	3,596	3,883	4,667	4,915
経常利益	(百万円)	129	186	381	410
当期純利益	(百万円)	127	170	326	313
1株当たり当期純利益	(円)	34.60	46.22	83.01	78.51
総資産	(百万円)	1,549	1,809	2,273	2,298
純資産	(百万円)	604	784	1,284	1,589
1株当たり純資産額	(円)	163.73	211.31	320.46	395.81

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度から適用しており、第55期に係る総資産については、遡及処理後の数値を記載しております。
2. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第53期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
共和ピー・アール株式会社	10百万円	100.0%	P R 事業
株式会社マンハッタンピープル	25百万円	100.0%	P R 事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「我々は情熱と創造性で顧客の課題解決を図り100年のコミュニケーションをつなぐP Rエージェンシーである」を経営理念としております。この経営理念の下、中長期的成長のため以下8点を主な経営課題として認識し、迅速に対処してまいります。

① P Rコンサルティング業務の質の向上

国内のP R業界における市場規模は年々拡大しており、それに伴い顧客のP Rの重要性の認識が深まりP Rのニーズは多岐にわたっています。このような事業環境の中、顧客の課題解決を図るため、中長期にわたって広報活動を支援、コンサルティングするリタイナーサービス等を通じ、顧客から長期的に信頼されるよう、社員の顧客課題解決力、プランニング力などのP Rコンサルティング業務の質を向上してまいります。

② マーケティングP Rの深耕拡大

昨今のP R業界では、既存の「P R」と「広告」の定義を超えるマーケティング分野への対応が急務となっており、顧客の成果につながるP Rサービスの提供が求められています。また、企業においては、各メディアへの露出のみならず、自社ブランディング価値を高める重要性が増しております。当社では、顧客のブランディングを高めるための戦略策定をもとにしたP Rや広告手法を複合的に提供するマーケティング分野のP Rサービスを深耕拡大してまいります。

③ デジタル・コンテンツ・グローバル領域の強化

「デジタル」領域においては、専門部署の拡充や「K P R デジタル」と称した組織横断的な活動を充実し、自社のデジタルサービスである“P R - TODAY”のリニューアル等を通じ、顧客の課題解決につなげてまいります。また、顧客の課題を解決する一手法として、当社がコーディネートするスポーツ、文化などの「コンテンツ」を活用いただくP Rサービスを提供してまいります。「グローバル」領域においては、海外提携企業と連携し、外資系企業の日本への進出、新たなサービスを開始する時など、日本国内でのP R活動を重点的に進めてまいります。

④ 優秀な人材の確保と育成

優秀な人材を確保することは当社グループの持続的な成長に必要な不可欠であります。そのために、多様な働き方に対応できる職場環境の改善等の働き方改革、人事考課制度の改革及び採用活動の多様化に努め、人材の確保に注力してまいります。採用については、定期的な新卒採用と共に、優れた専門性のみならず、サービスの多様化に対応すべく異業種からの人材採用も積極的に進めてまいります。

オンライン学習プラットフォームである“デジマナ”等の社内研修や教育制度の強化に注力し、顧客の課題解決を図るために必要な営業力、プランニング力に長けた人材育成に努めてまいります。さらに、マネジメント能力向上も重要な人材育成課題として取り組んでまいります。

⑤ グループ会社による専門分野の強化

教育・医療・スポーツPRに関する専門人材を抱える共和ピー・アール株式会社は、これまで培ったノウハウを活用し、健康食品・サプリメントや健康促進・予防等の健康分野の業務領域まで拡張し、事業の拡大を図ってまいります。映画及び映像に関連した商品を専門にPRを行う株式会社マンハッタンピープル及び孫会社の株式会社アティカスは、映画パブリシティや映画宣伝プロデュース業を請け負うだけでなく、今後はSNS運用やインフルエンサーの活用施策、動画制作、映画オリジナルアプリの開発等のデジタル分野のサービスを強化することで、新たな付加価値サービスを提供し、映画業界でのさらなる事業の拡大を図ってまいります。

⑥ M&A、業務提携の推進

当社は、提供する商材やサービスの拡充のため、昨年より複数の企業との連携を図っております。今後も自社で補完することができない技術分野を保有する企業や、事業連携することで顧客へ付加価値を提供できる企業との業務提携やM&Aの検討を進めてまいります。

⑦ コーポレートガバナンス体制の構築

当社の持続的な成長を可能とする企業体質の確立に向けて、コーポレートガバナンスと内部管理体制については継続的な見直しを行い、さらなるコーポレートガバナンス及び内部統制の強化を図ってまいります。

⑧ コンプライアンス及びリスク管理体制の強化

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、コンプライアンス及びリスク管理体制を強化し、企業倫理の一層の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

当社の主な事業はPR事業のみであり、以下のサービス区分別に分類されます。

サービス区分	主要な内容
リテイナー	<p>リテイナーとは、企業等の広報活動を6ヶ月以上の契約をもって支援及びコンサルティングをしていくものであります。</p> <p>具体的な業務内容としては、PR戦略の策定からパブリシティ（記事化）業務、不祥事発生時の危機管理広報対応支援等までとなります。パブリシティの流れとしては、PR素材の特定及び開発の支援、ニュースリリースの作成支援、マスコミ各社の担当記者リストの整備、マスコミ各社への配信・配布とフォローアップ、マスコミからの取材の調整、マスコミでの掲載及び報道の確認、活動報告となります。</p> <p>最近では、インターネットを使った広報活動のほか、IPOやIR（Investor Relations）活動と連動したものでサービスの範囲が広がってきています。</p>
オプション&スポット	<p>オプション&スポットとは、上記リテイナー契約顧客に対する一時的な付加サービスと、リテイナーと同様のサービスを提供するもののその期間が6ヶ月に満たないものをさします。</p> <p>オプションの具体的な業務としては、記者発表会、プレスセミナー、PRイベント、アンケート・パブリシティ、ホームページや会社案内等の制作、危機管理広報マニュアルの作成、記者会見のシミュレーション・トレーニング等があげられます。スポットとしては、新製品記者発表会等を挟んだ一定期間（2～3ヶ月）のPR活動や、展示会や美術展等のイベントの開催告知目的のPR活動等が主なものであります。</p>
ペイドパブリシティ	<p>パブリシティ業務において、顧客のニーズやPR素材の性質によっては、新聞や雑誌等の特定のページを購入して、顧客の意図する内容を記事形式で掲載していく手法をとる場合があります。</p>

(6) 主要な営業所 (2019年12月31日現在)

① 当社

本	社	東京都中央区銀座七丁目2番22号		
台	湾	支	店	台北市中山區松江路209號2F（財団法人中央通社内）

② 子会社

共和ピー・アール株式会社	東京都中央区銀座七丁目2番22号
株式会社マンハッタンピープル	東京都中央区銀座七丁目2番22号

(7) 使用人の状況 (2019年12月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

セグメントの状況	使用人数 (人)
P R 事業	227 (23)
全社 (管理部門等)	18 (0)
合計	245 (23)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
205 (23) 名	1 (▲1) 名	38.9歳	8.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	58百万円
株式会社みずほ銀行	55百万円
株式会社新生銀行	14百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- (1) 当社の子会社である株式会社マンハッタンピープルは、2020年1月29日の取締役会において、株式会社アティカス (以下、「アティカス社」) の株式を取得し、同社を子会社化 (当社の孫会社化) することについて決議いたしました。
- (2) 当社は、2020年2月12日の取締役会において、株式会社アーツエイハンとの間における資本業務提携契約を締結し、同社を持分法適用関連会社化することについて決議いたしました。

2 株式の状況 (2019年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,120,000株
(2) 発行済株式の総数 4,086,996株
(3) 株主数 2,067名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社新東通信	1,437千株	35.97%
株式会社テクノグローバル研究所	555	13.89
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	144	3.60
佐藤 友亮	120	3.00
共Pグループ従業員持株会	103	2.59
山本 文彦	82	2.06
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	70	1.75
上村 巍	67	1.68
鈴木 泰弘	57	1.43
SMB C日興証券株式会社	49	1.23

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (91,317株) を控除して計算しております。
2. 自己株式は上記の大株主から除外しております。
3. 表示単位未満につきまして、持株数は切り捨て、持株比率は小数点第2位を四捨五入しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する状況

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2019年12月31日現在)

	第1回新株予約権 (2016年11月22日 取締役会決議)	第2回新株予約権 (2016年11月22日 取締役会決議)
新株予約権の数(個)	504	339
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	151,200	101,700
新株予約権の行使時の払込金額 (1株当たり)(円)	242	242
行使に際して出資される財産の価額 (1株当たり)(円)	—	—
新株予約権の行使期間	自2016年12月23日 至2026年12月22日	自2018年4月1日 至2023年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額(1株当たり)(円)	発行価格	発行価格
	245	245
新株予約権の行使の条件	資本組入額	資本組入額
	123	123
新株予約権の行使の条件	(注)1	(注)2
役員の保有者数	取締役1名 (社外取締役を除く)	取締役5名 (社外取締役を除く)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得 については、当社取締役会の決 議による承認を要するものとし る。	譲渡による本新株予約権の取得 については、当社取締役会の決 議による承認を要するものとし る。

(注) 1. (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額(但し、(注)2に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額(但し、(注)2に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

- (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
2. (1) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載された連結損益計算書において、2017年12月期から2019年12月期までのいずれかの期における営業利益が400百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができるものとする。
- なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
3. 当社は、2018年7月1日を効力発生日として、普通株式 1 株につき普通株式 3 株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

	第3回新株予約権 (2016年11月22日 取締役会決議)
新株予約権の数 (個)	296
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	88,800 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 (1株当たり) (円)	—
行使に際して出資される財産の価額 (1株当たり) (円)	256
新株予約権の行使期間	自 2018年12月23日 至 2023年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額 (1株当たり) (円)	発行価格
	256
	資本組入額
	128
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (注) 1. (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (5) その他の権利行使条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 当社は、2018年7月1日を効力発生日として、普通株式 1 株につき普通株式 3 株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2019年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	古賀尚文	一般社団法人日中知的財産保護協会 代表理事、一般社団法人アジア・アフリカ20 代表理事、株式会社レオパレス21 社外取締役
代表取締役社長	谷 鉄也	当社 P R アカウント本部本部長、共和ピー・アール株式会社 取締役、株式会社マンハッタンピープル 取締役、株式会社 S T ホールディングス 代表取締役、株式会社新東通信 取締役、株式会社 M ' s ブリッジ 取締役、上海新東通信広告有限公司 董事、クローク株式会社 取締役、メイシス株式会社 取締役、一般社団法人アジア・アフリカ20 副理事、株式会社スペース・バジル 社外取締役
取締役副社長	沼田英之	当社 P R アカウント本部副本部長、共和ピー・アール株式会社 代表取締役社長、株式会社マンハッタンピープル 取締役、株式会社新東通信 取締役、株式会社 M ' s ブリッジ 代表取締役
専務取締役	西井雅人	当社コーポレート本部本部長、共和ピー・アール株式会社 監査役、株式会社マンハッタンピープル 監査役、株式会社新東通信 取締役、日本プロパティマネジメント株式会社 監査役、上海新東通信広告有限公司 監事
取締役	木村忠久	株式会社マンハッタンピープル 取締役、一般社団法人日中知的財産保護協会 常務理事
取締役	信澤勝之	当社コーポレート本部副本部長
取締役	尼崎勝司	スイート・ベイジル株式会社 代表取締役会長、一般社団法人日本デジタル芸術スポーツ文化創造機構 代表理事、株式会社 R A N 代表取締役、MA メンテナンス株式会社 代表取締役、株式会社スペース・バジル 代表取締役社長
常勤監査役	中田一久	—
監査役	行本憲治	行本憲治公認会計士事務所 所長 株式会社アルファアソシエーツ 取締役 株式会社 D T S 非常勤監査役
監査役	黒澤基弘	公智法律事務所 代表弁護士 黒澤基弘税理士事務所 税理士 株式会社バンカーズ 社外監査役 株式会社バンカーズ・ホールディング 社外監査役

- (注) 1. 取締役尼崎勝司氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 尼崎勝司氏、監査役 行本憲治氏、監査役 黒澤基弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役行本憲治及び監査役黒澤基弘の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役行本憲治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役黒澤基弘氏は、税理士及び弁護士の資格を有しており、法曹界での長年の経験があり、コンプライアンス及びガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役(うち社外取締役分)	8(1) 名	91(3) 百万円
監査役(うち社外監査役分)	3(2)	12(6)
合 計(うち社外役員)	11(3)	103(9)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2002年3月27日開催の第38期定時株主総会において年額200百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 2018年3月29日開催の第54期定時株主総会において、当社取締役(社外取締役を除く。)に対して、業績連動型の変動報酬(利益連動給与)を採用することを決議いただいております。
4. 取締役の支給額には、前回の定時株主総会で任期満了により退任した取締役1名の報酬等の額が含まれております。
5. 監査役の報酬限度額は、2002年3月27日開催の第38期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

② 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係
取締役 尼崎勝司	スイート・ベイジル株式会社 代表取締役会長 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 一般社団法人日本デジタル芸術スポーツ文化創造機構 代表理事 同法人と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 株式会社RAN 代表取締役 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 MAメンテナンス株式会社 代表取締役 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 株式会社スペース・バジル 代表取締役社長 同社は当社の持分法適用の関連会社であります。 同社と当社との間に重要な取引関係はありません。
監査役 行本憲治	行本憲治公認会計士事務所 所長 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 株式会社アルファアソシエーツ 取締役 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 株式会社DTS 非常勤監査役 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役 黒澤基弘	公智法律事務所 代表弁護士 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 黒澤基弘税理士事務所 税理士 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 株式会社バンカーズ 社外監査役 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 株式会社バンカーズ・ホールディング 社外監査役 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 尼崎勝司	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回（出席率：94.1％）に出席いたしました。イベントプロデュースに関する豊富な経験と知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。
監査役 行本憲治	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回（出席率：94.1％）、監査役会8回すべてに出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての専門的見地から必要に応じ、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 黒澤基弘	当事業年度に開催された取締役会17回のうち、16回（出席率：94.1％）、監査役会8回すべてに出席いたしました。取締役会において、弁護士として、高い見識と豊富な経験に基づき適宜質問をし意見を述べております。また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、すべての取締役及び使用人の法令・定款及び社会規範を遵守した行動の徹底を図るため、取締役、内部監査室長、管理部門責任者、社外の有識者で構成したガバナンス・コンプライアンス委員会を設置し、実際の活動を推進するために各部門及び各子会社にコンプライアンス推進担当者を任命する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により全社のリスクに関する統括責任者として代表取締役を任命し、リスク管理委員会において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。内部監査室が各部門及び各子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役及びリスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議に報告し、リスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議において、改善策を審議・決定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門及び各子会社においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

法務部門は、重要な契約については顧問弁護士のリーガルチェックを受けるなど、契約の事前審査を厳格化、充実を図る。また適時顧問弁護士の協力を得て、契約上のリスクを洗い出し、リスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議へ報告する。

またガバナンス・コンプライアンス委員会主導の下、当社グループのコンプライアンス行動理念の実践を図るため、コンプライアンス研修を義務付け、継続的に実施し、子会社を含めた取締役及び使用人に受講を義務付ける。研修成果については、その度合いを数値化して、社内イントラネット等で必要に応じて適時公表する。

さらに当社グループのコンプライアンスの啓蒙に加え、内部通報制度に基づき社内外に設置する通報窓口と関連する社内規程の周知を目的に、通報窓口の連絡先を記載したコンプライアンスマニュアルを作成、全取締役及び使用人へ配布する。

子会社の取締役は、毎月及び臨時で開催される当社の取締役会へ出席し、当社の取締役及び監査役へ子会社の状況及び重要事項を報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とする。当該補助使用人は専ら監査役の指揮命令下に置かれる。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、直接または当社・子会社の担当部署を通じて、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。

監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した監査法人に意見を求める等の必要な連携を図っていくこととする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動規範」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察、顧問弁護士等の外部の専門機関とも連携をとり、体制の強化を図るものとする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(12) 上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に向けた実施状況は次のとおりであります。

- ①取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ②常勤取締役会議を週1回開催し、当社グループにおける課題の共有と対応策の検討を実施いたしました。
- ③監査役会を8回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ④財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

- ⑤情報セキュリティマネジメントシステムについて、ISO/IEC 27001:2013/JIS Q 27001:2014の要求に適合している旨の更新認証を受け、個人情報を含めた会社の機密情報の管理を図りました。
- ⑥常勤取締役、内部監査室長、管理部門責任者、社外の有識者からなるガバナンス・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス研修の状況、衛生委員会の状況、残業時間を含む社員の労務環境等について情報共有と対策を検討いたしました。
- ⑦取締役及び使用人を対象に、内部者情報管理、労務管理、与信管理等についてのコンプライアンス研修を実施いたしました。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

当社グループは、中期経営計画の達成に伴う事業投資や経営基盤強化を目的とした内部留保等を確保しつつ、連結業績を勘案したうえで、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、配当金の決定機関を取締役会としております。取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日とする期末配当及び毎年6月30日を基準日とする中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

上記の方針に基づき、当社の配当金につきましては、1株当たり10円の期末配当（連結配当性向10.7%）とすることに決定いたしました。

8 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に対する基本方針については、特に定めておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第56期 2019年12月31日現在	科目	第56期 2019年12月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	2,183,711	流動負債	847,724
現金及び預金	1,032,178	支払手形及び買掛金	302,757
受取手形及び売掛金	1,021,356	1年以内返済予定の長期借入金	107,980
未成業務支出金	98,671	未払金	85,315
その他	45,738	未払費用	105,142
貸倒引当金	△14,233	未払法人税等	64,806
固定資産	631,260	前受金	68,176
有形固定資産	95,926	株主優待引当金	5,102
建物及び構築物	36,341	その他	108,443
土地	31,122	固定負債	66,209
リース資産	12,686	長期借入金	32,438
その他	15,774	役員退職慰労引当金	15,633
無形固定資産	49,677	退職給付に係る負債	13,383
のれん	16,666	その他	4,754
リース資産	7,126	負債合計	913,933
その他	25,885	純資産の部	
投資その他の資産	485,656	株主資本	1,875,405
投資有価証券	243,856	資本金	507,318
関係会社株式	445	資本剰余金	448,073
敷金及び保証金	132,945	利益剰余金	936,275
保険積立金	32,455	自己株式	△16,261
繰延税金資産	55,917	その他の包括利益累計額	17,938
退職給付に係る資産	20,016	その他有価証券評価差額金	22,981
破産更生債権等	132,954	退職給付に係る調整累計額	△5,042
その他	20	新株予約権	7,694
貸倒引当金	△132,954	純資産合計	1,901,038
資産合計	2,814,971	負債純資産合計	2,814,971

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第56期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで
売上高	5,757,895
売上原価	2,878,500
売上総利益	2,879,395
販売費及び一般管理費	2,377,740
営業利益	501,655
営業外収益	10,871
受取利息	21
受取配当金	456
受取賃貸料	10,116
その他	276
営業外費用	10,611
支払利息	3,280
売上割引	1,021
為替差損	1,211
不動産賃貸費用	4,643
持分法による投資損失	454
その他	0
経常利益	501,914
特別損失	147
固定資産除却損	147
税金等調整前当期純利益	501,767
法人税、住民税及び事業税	94,962
法人税等調整額	34,974
当期純利益	371,830
親会社株主に帰属する当期純利益	371,830

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで) (単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	504,899	445,654	584,351	△16,194	1,518,710
当連結会計年度変動額					
新株の発行	2,419	2,419			4,838
剰余金の配当			△19,906		△19,906
親会社株主に帰属する当期純利益			371,830		371,830
自己株式の取得				△67	△67
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	2,419	2,419	351,923	△67	356,694
当連結会計年度末残高	507,318	448,073	936,275	△16,261	1,875,405

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の利益累計額		
当連結会計年度期首残高	15,441	△14,790	650	8,846	1,528,207
当連結会計年度変動額					
新株の発行					4,838
剰余金の配当					△19,906
親会社株主に帰属する当期純利益					371,830
自己株式の取得					△67
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	7,540	9,747	17,287	△1,152	16,135
当連結会計年度変動額合計	7,540	9,747	17,287	△1,152	372,830
当連結会計年度末残高	22,981	△5,042	17,938	7,694	1,901,038

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 共和ピー・アール株式会社
株式会社マンハッタンピープル

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・主要な会社等の名称 株式会社スペース・バジル
- ・持分法の適用の範囲の変更 株式会社スペース・バジルについては、新規設立に伴い、当連結会計年度より持分法適用の関連会社を含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 関係会社株式

- ・関係会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ハ. たな卸資産

- ・未成業務支出金 個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6年～47年

工具、器具及び備品 4年～15年

ロ. 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(2) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務については、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

定期預金 4,513千円

上記担保資産に対応する債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 217,695千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,086,996株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数が14,400株増加しております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年2月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	19,906	5.00	2018年12月31日	2019年3月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年2月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	39,956	10.00	2019年12月31日	2020年3月27日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 341,700株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産により運用しております。また、資金調達については、自己資金により充当しておりますが、短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入により調達しております。デリバティブ取引等の投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、与信管理規程の遵守によりリスク低減を図っております。また、コーポレート本部財務経理室が、顧客毎の営業債権回収状況を管理し、回収遅延債権については速やかに営業担当に報告、注意喚起をし、営業債権の早期回収に取り組んでおります。

投資有価証券は、取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

敷金及び保証金は、貸主に対し差入れているものであり、当該貸主の信用リスクに晒されております。また、契約締結前に貸主の信用調査を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払費用は、流動性リスクに晒されておりますが、四半期毎に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,032,178 千円	1,032,178 千円	－ 千円
(2) 受取手形及び売掛金	1,007,122	1,007,122	－
(3) 投資有価証券	74,794	74,794	－
(4) 敷金及び保証金	132,945	106,886	△26,059
資 産 計	2,247,042	2,220,982	△26,059
(1) 支払手形及び買掛金	302,757	302,757	－
(2) 未 払 金	85,315	85,315	－
(3) 未 払 費 用	105,142	105,142	－
(4) 長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	140,418	140,411	△6
負 債 計	633,633	633,627	△6

※受取手形及び売掛金は貸倒引当金控除後の金額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローをその発生が見込まれる期間に対応する適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式※	169,061 千円

※非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1 年 内	1 5 年 超 内	5 1 0 年 超 内	1 0 年 超
預 金	1,030,984 千円	- 千円	- 千円	- 千円
受 取 手 形	125,395	-	-	-
売 掛 金	881,727	-	-	-
合 計	2,038,106	-	-	-

※敷金及び保証金については、償還予定が明確に確定できないため、上表には含めておりません。

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1 年 内	1 年 超 内 2 年 超 内	2 年 超 内 3 年 超 内	3 年 超 内 4 年 超 内	4 年 超 内 5 年 超 内	5 年 超
長期借入金	107,980千円	32,438千円	-千円	-千円	-千円	-千円
合 計	107,980	32,438	-	-	-	-

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産に関する注記は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 473円85銭
 (2) 1株当たりの当期純利益 93円20銭

9. 重要な後発事象に関する注記

連結子会社による株式の取得

当社の連結子会社である株式会社マンハッタンピープル（以下、「マンハッタンピープル社」）は、2020年1月29日の取締役会において、株式会社アティカス（以下、「アティカス社」）の株式を取得し、同社を子会社化することについて決議いたしました。

企業結合の概要（取得による企業結合）

①被取得企業の名称及びその事業の概要

名称：株式会社アティカス

事業内容：1. 映画、ビデオ、テレビ・ラジオ番組、コマーシャル等、映像ソフトの企画、製作、配給、販売、宣伝
2. 音楽、DVD、ゲーム等のソフトウェアの企画、製作、配給、販売、宣伝
3. 映画、ビデオ、テレビ等、映像ソフトの著作権の取得、販売
4. 各種マーケティング、セールスプロモーション、広告宣伝に関する企画立案、実施運営、コンサルティング
5. 広告、広報、宣伝の企画、製作及び広告代理業
6. インターネット、モバイル通信、ブロードバンド通信のネットワークの企画、設計、運営サービス及びソフトウェアの制作、販売、リース
7. イベントの企画、興行、請負
8. 芸能人・タレント、スポーツ選手の斡旋、マネージメント、キャスティング
9. 印刷業務の営業請負
10. グッズの企画、制作、販売等のマーチャンダイジング業務
11. デザイン業務、翻訳業務
12. 食料品、酒類、日用雑貨等の販売

資本金：4,050千円

設立年月日：2015年7月17日

株主及び持分比率：相手方からの希望により公表を控えていただきます。

②株式の取得を行った主な理由

当社グループは、「我々は情熱と創造性で顧客の課題解決を図り100年のコミュニケーションをつなぐPRエージェンシーである」を経営理念に定め、持続的な成長と企業価値の継続的な向上を推進しております。

そのような中、映画業界のPRを担う子会社のマンハッタンピープル社は、既存事業のシナジー創出を目的に、アティカス社を子会社とすることを決定いたしました。

- ③契約締結日及び株式譲渡実行日
 契約締結日 : 2020年2月(予定)
 株式譲渡実行日 : 2020年2月(予定)

- ④取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率
 取得株式数 : 405株
 取得価額 : 相手方からの希望により公表を控えさせていただきます。
 取得後の持分比率 : 100.0%

第三者割当増資引受による資本業務提携及び持分法適用関連会社化

当社は、2020年2月12日の取締役会において、株式会社アーツエイハン（以下、「アーツエイハン社」）との間における資本業務提携契約を締結し、同社を持分法適用関連会社化することについて決議いたしました。

資本業務提携の概要

①資本業務提携の相手先の名称及びその事業の概要

名称	: 株式会社アーツエイハン
所在地	: 東京都新宿区新宿1-18-13 協建新宿一丁目ビル
代表者	: 代表取締役 飯塚 吉純
事業内容	: 映像制作業務、WEB関連業務、顔認識システム開発業務、デジタルサイネージ関連業務、イベント・PR関連業務
資本金	: 33,000千円
設立年月日	: 1996年3月
株主及び出資比率	: 飯塚 吉純 (50.0%) 三宅 直子 (50.0%)

当該会社の最近3年間の財政状態および経営成績：相手方からの希望により公表を控えさせていただきます。

②資本業務提携の目的及び内容

1. 資本業務提携の目的

当社および当社グループを取り巻く事業環境は、PR業界における市場規模がPR業界の認知度向上やパブリックリレーションの重要性の認識が深まるにつれ、企業からのPR需要が多く発生しています。当社では、今後もPRのみならず広告やプロモーションとの複合的なサービス提供へのニーズが高まるなど市場ニーズが変化すると考えており、更なる事業成長に向けて、アーツエイハン社と資本業務提携契約を締結し、同社を持分法適用関連会社化することを決定いたしました。

2. 資本業務提携の目的

(1) 業務提携の内容

- ・動画作成・映像制作分野における協業
- ・顔認識技術における製品の開発及び拡販、それらにおける包括的な業務提携

(2) 資本提携の内容

当社は、アーツエイハン社の第三者割当増資により発行されるすべての普通株式331株を引き受けました。

③契約締結日及び払込期日

契約締結日 : 2020年2月12日
払込期日 : 2020年2月14日

④取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得株式数 : 331株
取得価額 : 相手方からの希望により公表を控えさせていただきます。
取得後の持分比率 : 33.4%

10. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第56期 2019年12月31日現在	科目	第56期 2019年12月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	1,631,247	流動負債	658,132
現金及び預金	737,367	買掛金	223,086
受取手形	125,890	1年以内返済予定の長期借入金	107,980
売掛金	716,446	未払金	81,318
未成業務支出金	22,883	未払費用	97,975
前渡金	1,000	未払法人税等	40,793
前払費用	34,261	未払消費税等	38,640
その他	6,582	前受金	11,653
貸倒引当金	△13,184	預り金	33,650
固定資産	667,646	株主優待引当金	5,102
有形固定資産	91,726	その他	17,930
建物	34,934	固定負債	51,582
工具、器具及び備品	10,681	長期借入金	32,438
土地	31,122	役員退職慰労引当金	14,450
その他	14,987	その他	4,694
無形固定資産	48,860	負債合計	709,715
のれん	16,666	純資産の部	
ソフトウェア	11,105	株主資本	1,558,502
ソフトウェア仮勘定	5,000	資本金	507,318
電話加入権	1,977	資本剰余金	448,073
リース資産	7,126	資本準備金	448,073
その他	6,983	利益剰余金	619,372
投資その他の資産	527,059	利益準備金	13,500
投資有価証券	243,856	その他利益剰余金	605,872
関係会社株式	50,360	別途積立金	150,000
敷金及び保証金	132,945	繰越利益剰余金	455,872
前払年金費用	27,283	自己株式	△16,261
保険積立金	26,299	評価・換算差額等	22,981
破産更生債権等	132,954	その他有価証券評価差額金	22,981
繰延税金資産	46,294	新株予約権	7,694
その他	20	純資産合計	1,589,178
貸倒引当金	△132,954	負債・純資産合計	2,298,893
資産合計	2,298,893		

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第56期
	2019年1月1日から 2019年12月31日まで
売上高	4,915,669
売上原価	2,461,245
売上総利益	2,454,424
販売費及び一般管理費	2,044,251
営業利益	410,173
営業外収益	10,637
受取利息	19
受取配当金	456
受取賃貸料	10,116
その他	44
営業外費用	10,156
支払利息	3,280
売上割引	1,021
為替差損	1,211
不動産賃貸費用	4,643
経常利益	410,654
特別損失	147
固定資産除却損	147
税引前当期純利益	410,507
法人税、住民税及び事業税	60,517
法人税等調整額	36,761
当期純利益	313,228

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	504,899	445,654	445,654	13,500	150,000	162,551	326,051	△16,194	1,260,410	
事業年度中の変動額										
新株の発行	2,419	2,419	2,419						4,838	
剰余金の配当						△19,906	△19,906		△19,906	
当期純利益						313,228	313,228		313,228	
自己株式の取得								△67	△67	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	2,419	2,419	2,419	-	-	293,321	293,321	△67	298,092	
当期末残高	507,318	448,073	448,073	13,500	150,000	455,872	619,372	△16,261	1,558,502	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等		
当期首残高	15,441	15,441	8,846	1,284,697
事業年度中の変動額				
新株の発行				4,838
剰余金の配当				△19,906
当期純利益				313,228
自己株式の取得				△67
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	7,540	7,540	△1,152	6,388
事業年度中の変動額合計	7,540	7,540	△1,152	304,481
当期末残高	22,981	22,981	7,694	1,589,178

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産
 - ・ 未成業務支出金 個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- ② 無形固定資産
 - ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
 - ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 株主優待引当金
株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、前払年金費用に計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが、連結貸借対照表と異なります。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく事業年度末支給見込額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金	4,513千円
上記担保資産に対応する債務はありません。	

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

	211,127千円
--	-----------

(3) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	32,897千円
短期金銭債務	7,310千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

関係会社との売上高	157,239千円
関係会社からの仕入高	222,801千円

営業取引以外	13,701千円
--------	----------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	91,278株	39株	－株	91,317株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り39株による増加であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税・事業所税	6,481千円
貸倒引当金	41,779
役員退職慰労引当金	4,421
未払賞与	18,141
株主優待引当金	1,561
投資有価証券評価損	3,266
減損損失	1,844
資産除去債務	6,019
繰越欠損金	33,509
その他	4,085

繰延税金資産 小計	121,110
評価性引当額	△56,334
繰延税金資産 合計	64,776

繰延税金負債

前払年金費用	△8,348
その他有価証券評価差額金	△10,133
繰延税金負債 合計	△18,481
繰延税金資産の純額	46,294

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	395円81銭
(2) 1株当たりの当期純利益	78円51銭

9. 重要な後発事象に関する注記

第三者割当増資引受による資本業務提携及び持分法適用関連会社化

当社は、2020年2月12日の取締役会において、株式会社アーツエイハン（以下、「アーツエイハン社」）との間における資本業務提携契約を締結し、同社を持分法適用関連会社化することについて決議いたしました。

資本業務提携の概要

①資本業務提携の相手先の名称及びその事業の概要

名称	：株式会社アーツエイハン
所在地	：東京都新宿区新宿1-18-13 協建新宿一丁目ビル
代表者	：代表取締役 飯塚 吉純
事業内容	：映像制作業務、WEB関連業務、顔認識システム開発業務、デジタルサイネージ関連業務、イベント・PR関連業務
資本金	：33,000千円
設立年月日	：1996年3月
株主及び出資比率	：飯塚 吉純 (50.0%) 三宅 直子 (50.0%)

当該会社の最近3年間の財政状態および経営成績：相手方からの希望により公表を控えさせていただきます。

②資本業務提携の目的及び内容

1. 資本業務提携の目的

当社および当社グループを取り巻く事業環境は、PR業界における市場規模がPR業界の認知度向上やパブリックリレーションの重要性の認識が深まるにつれ、企業からのPR需要が多く発生しています。当社では、今後もPRのみならず広告やプロモーションとの複合的なサービス提供へのニーズが高まるなど市場ニーズが変化すると考えており、更なる事業成長に向けて、アーツエイハン社と資本業務提携契約を締結し、同社を持分法適用関連会社化することを決定いたしました。

2. 資本業務提携の目的

(1) 業務提携の内容

- ・動画作成・映像制作分野における協業
- ・顔認識技術における製品の開発及び拡販、それらにおける包括的な業務提携

(2) 資本提携の内容

当社は、アーツエイハン社の第三者割当増資により発行されるすべての普通株式331株を引き受けました。

③契約締結日及び払込期日

契約締結日 : 2020年2月12日

払込期日 : 2020年2月14日

④取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得株式数 : 331株

取得価額 : 相手方からの希望により公表を控えさせていただきます。

取得後の持分比率 : 33.4%

10. その他の注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月26日

共同ピーアール株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川亮悟 ⑧
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白取一仁 ⑧

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共同ピーアール株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共同ピーアール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月26日

共同ピーアール株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市川亮悟 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 白取一仁 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共同ピーアール株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月27日

共同ピーアール株式会社 監査役会

常勤監査役 中田 一久 ㊞

社外監査役 行本 憲治 ㊞

社外監査役 黒澤 基弘 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
1～4 (条文省略)	1～4 (現行どおり)
<u>5. 労働者派遣業</u>	<u>5. 労働者派遣事業</u>
6～9 (条文省略)	6～9 (現行どおり)
(新 設)	<u>10. 有料職業紹介事業</u>
(新 設)	<u>11. 人材の育成、能力開発、技能向上に関する教育及びカウンセリング業</u>
10. 前各号に付帯関連する一切の事業	12. 前各号に付帯関連する一切の事業

第2号議案

取締役8名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任取締役1名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式所有数
1	こがひさふみ 古賀尚文 (1947年10月4日生)	1971年4月 一般社団法人共同通信社入社 1998年7月 同社会部長 2004年9月 同業務局長 2007年6月 同常務理事経営本部長兼社長室長 2010年6月 株式会社共同通信社代表取締役専務 2011年6月 同社代表取締役社長 2014年6月 同社常勤相談役 2016年3月 当社取締役会長 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 一般社団法人日中知的財産保護協会 代表理事、一般社団法人アジア・アフリカ20 代表理事、株式会社レオパレス21 社外取締役	21,900株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式所有数
2	たに てつ や 谷 鉄也 (1970年9月3日生)	2001年9月 株式会社新東通信入社 2005年9月 同社取締役執行役員 2013年9月 同社代表取締役社長 2015年3月 当社取締役 2015年8月 当社代表取締役社長 (現任) 2015年8月 株式会社新東通信取締役 (現任) 2017年1月 当社PRアカウント本部本部長 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 共和ピー・アール株式会社 取締役、株式会社マンハッタンピープル 取締役、株式会社S Tホールディングス 代表取締役、株式会社新東通信 取締役、株式会社M's ブリッジ 取締役、上海新東通信広告有限公司 董事、クローク株式会社 取締役、メイシス株式会社 取締役、一般社団法人アジア・アフリカ20 副理事、株式会社スペース・バジル 社外取締役	0株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式所有数
3	ぬま た ひで ゆき 沼田英之 (1959年1月24日生)	1981年4月 株式会社新東通信入社 2005年9月 同社取締役常務執行役員 2012年9月 同社取締役 (現任) 2015年3月 当社取締役 2015年3月 当社取締役副社長 (現任) 2015年11月 共和ピー・アール株式会社代表取締役社長 (現任) 2017年1月 当社PRアカウント本部副本部長 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 共和ピー・アール株式会社 代表取締役社長、株式会社マンハッタンピープル 取締役、株式会社新東通信 取締役、株式会社M'sブリッジ 代表取締役	700株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式所有数
4	にし い まさ と 西井雅人 (1961年8月8日生)	1986年1月 株式会社新東通信入社 2011年9月 同社取締役上席執行役員 2012年9月 同社取締役 (現任) 2015年3月 当社取締役 2015年3月 当社専務取締役 (現任) 2016年1月 当社コーポレート本部副本部長 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 共和ピー・アール株式会社 監査役、株式会社マンハッタンピープル 監査役、株式会社新東通信 取締役、日本プロパティマネジメント株式会社 監査役、上海新東通信广告有限公司 監事	700株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式所有数
5	きむらただひさ 木村忠久 (1964年4月25日生)	<p>1986年4月 日本航空開発株式会社入社 1990年4月 株式会社サザレコーポレーション入社 1991年9月 当社入社 2002年9月 当社部長 (チーム長) 2004年1月 当社第1業務局長 2004年5月 当社執行役員 2010年3月 当社取締役 2011年12月 当社取締役辞任 2012年4月 当社執行役員 2013年4月 当社専務執行役員 2013年4月 当社業務本部長 2014年3月 当社取締役 (現任) 2017年1月 当社PRアカウント本部特命担当役員</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 株式会社マンハッタンピープル 取締役、一般社団法人日中知的財産保護協会 常務理事</p>	9,300株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式所有数
6	のぶさわかつゆき 信澤勝之 (1975年3月26日生)	<p>1997年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社入社 2007年8月 株式会社ジオブレイン入社 2009年6月 同社経営企画室長 2012年4月 当社取締役 2014年3月 当社取締役退任 2014年4月 株式会社ジオブレイン経営企画室長 2015年9月 プロジック株式会社取締役 2019年1月 同社取締役退任 2019年2月 当社入社 当社経営戦略部部长 2019年3月 当社取締役 (現任) 2019年4月 当社コーポレート本部副本部長 (現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 該当事項はありません</p>	1,600株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式所有数
7	あま ぎき かつ し 尼 崎 勝 司 (1950年5月3日生)	1973年4月 大成建設株式会社入社 1988年10月 株式会社パドウドゥ (現 スイート・ベイジル株式会社) 代表取締役会長 (現任) 2017年2月 一般社団法人日本デジタル芸術スポーツ文化創造機構 代表理事 (現任) 2018年3月 当社社外取締役 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 スイート・ベイジル株式会社 代表取締役会長、一般社団法人日本デジタル芸術スポーツ文化創造機構 代表理事、株式会社RAN 代表取締役、MAメンテナンス株式会社 代表取締役、株式会社スペース・バジル 代表取締役社長	0株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式所有数
8	※ たか はし ち あき 高 橋 千 秋 (1956年8月2日生)	1980年3月 三重県経済農業協同組合 (現 全農みえ) 入会 1993年4月 株式会社新東通信入社 2000年6月 参議院議員当選 2009年9月 経済産業大臣政務官就任 2011年3月 外務副大臣就任 2013年7月 参議院議員退任 2013年9月 三重大学社会連携特任教授就任 2015年4月 藤田保健衛生大学 (現：藤田医科大学) 客員教授就任 (現任) 2015年4月 日本農産物輸出組合理事長就任 (現任) 2015年9月 株式会社高橋総合研究所代表取締役 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 藤田医科大学 客員教授、日本農産物輸出組合 理事長、株式会社高橋総合研究所 代表取締役	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高橋千秋氏は、社外取締役候補者であります。なお、本議案が原案どおりに承認可決され、同氏が選任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
4. 高橋千秋氏を社外取締役候補者とした理由は、参議院議員の経歴から、経済産業、外交、農林水産に関する高度な専門知識を有しており、その専門的知見をもとに客観的な視点から当社の経営の助言や業務執行の監督をいただけるものと考えたものであります。
5. 本議案が原案どおり承認可決され、高橋千秋氏が取締役に選任された場合、当社との間で、会社法第423条第1項の責任について責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
6. 本議案が原案どおり承認可決され、古賀尚文氏、谷鉄也氏、沼田英之氏、西井雅人氏、木村忠久氏、信澤勝之氏、尼崎勝司氏が取締役に選任された場合、古賀尚文氏、谷鉄也氏、沼田英之氏、西井雅人氏、木村忠久氏、信澤勝之氏は常勤取締役、尼崎勝司氏は非常勤取締役となる予定であります。

第3号議案

退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件及び 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

原野圭司氏は、第55期定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任しております。つきましては、同氏の在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
原野圭司	2017年3月 当社取締役 2019年3月 当社取締役退任

また、当社は経営改革の一環として役員報酬制度を見直し、在任期間に応じて支給していた役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することといたしました。

つきましては、第2号議案を原案どおりご承認いただくことを条件として、重任される取締役6名に対し、就任時から本定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社所定の基準に従い、打ち切り支給をお願いするものであります。

なお、支給の時期は各氏の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
古賀尚文	2016年3月 当社取締役会長 現在に至る
谷鉄也	2015年3月 当社取締役 2015年8月 当社代表取締役社長 現在に至る
沼田英之	2015年3月 当社取締役 2015年3月 当社取締役副社長 現在に至る
西井雅人	2015年3月 当社取締役 2015年3月 当社専務取締役 現在に至る
木村忠久	2014年3月 当社取締役 現在に至る
信澤勝之	2019年3月 当社取締役 現在に至る

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2002年3月27日開催の第38期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年48,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。なお、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は社外取締役を除く7名となります。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に取

締役の地位を喪失した場合の譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期は、本割当契約及び当社の定める譲渡制限付株式報酬規程に定めるものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

当社は、当社及び当社関連会社の従業員に対しても、新たな福利厚生制度として、当社の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー内

ベルサール東京日本橋 4階 ROOM D、E コンファレンスセンター

(昨年と開催場所の階・会場が異なっております。ご来場の際は、お間違いないようご注意ください。)



交通	銀座線・東西線・浅草線	日本橋駅	B6出口	直結
	銀座線・半蔵門線	三越前駅	B6出口	徒歩約3分
	J R線	東京駅	八重洲北口	徒歩約6分

※ ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。